

# 中国進出で失敗しない為の マニュアルと会社設立マニュアル



当マニュアルでは中国会社設する流れと必要書類

そしてよくある質問をまとめてみました。

これ一冊をお読みなると中国進出の助けになると思います。

この PDF を保存してぜひ何度もお読みいただくかプリントアウト

いただけると便利にお使いいただけると思います。

中国会社設立はよくプロに任せた方がいいといわれていますが

**実際にどのような書類が必要でどのような流れで行われているのか**

**これについて細かく記載していこうと思いますのでぜひお役立て下さい。**

# 外商投资企业设立登记申请书

企业名称 \_\_\_\_\_

## 敬 告

- 1、申请人在填表前，应认真阅读本表内容和有关注解事项。
- 2、在申办登记过程中，申请人应认真阅读《一次性告知单》和本申请书后附的《一次性告知记录》。如有疑问，请登录 [www.BAIC.gov.cn](http://www.BAIC.gov.cn) 网站查询相关内容。
- 3、申请人应了解相关的法律、法规，并确知其享有的权利和应承担的义务。
- 4、申请人应如实向企业登记机关提交有关材料和反映真实情况，并对申请材料实质内容的真实性负责。
- 5、提交的申请文件、证件应当是原件，确有特殊情况只能提交复印件的，应当在复印件注明与原件一致，并由申请人或被委托人签字。
- 6、提交的申请文件、证件应当使用 A4 纸。
- 7、填写申请书应字迹工整，不得涂改，应使用蓝黑或黑色墨水。

BEIJING ADMINISTRATION FOR INDUSTRY AND COMMERCE



北京市工商行政管理局

(2010 年第一版)

## 请认真阅读本页内容并填写申请书

根据有关法律、法规和规章的规定，现向工商行政管理机关申请\_\_\_\_\_的  
设立登记。（以下企业类型供选择，将所选择企业类型的序号填在横线上）

序号	企业类型	需填写的页
1	有限责任公司（中外合资）	1、2、3、4、5、6、7、8、9、11
2	有限责任公司（中外合作）	1、2、3、4、5、6、7、8、9、11
3	有限责任公司（外商合资）	1、2、4、5、6、7、8、9、11
4	有限责任公司（外商法人独资）	1、2、4、5、6、7、8、9、11
5	有限责任公司（外国非法人经济组织独资）	1、2、4、5、6、7、8、9、11
6	有限责任公司（外国自然人独资）	1、2、4、5、6、7、8、9、11
7	有限责任公司（台港澳与外国投资者合资）	1、2、4、5、6、7、8、9、11
8	有限责任公司（台港澳与境内合资）	1、2、4、5、6、7、8、9、11
9	有限责任公司（台港澳与境内合作）	1、2、3、4、5、6、7、8、9、11
10	有限责任公司（台港澳合资）	1、2、4、5、6、7、8、9、11
11	有限责任公司（台港澳法人独资）	1、2、4、5、6、7、8、9、11
12	有限责任公司（台港澳非法人经济组织独资）	1、2、4、5、6、7、8、9、11
13	有限责任公司（台港澳自然人独资）	1、2、4、5、6、7、8、9、11
14	股份有限公司（中外合资，未上市）	1、2、3、4、5、6、7、8、9、11
15	股份有限公司（中外合资，上市）	1、2、3、4、5、6、7、8、9、11
16	股份有限公司（外商合资，未上市）	1、2、4、5、6、7、8、9、11
17	股份有限公司（外商合资，上市）	1、2、4、5、6、7、8、9、11
18	股份有限公司（台港澳与外国投资者合资，未上市）	1、2、4、5、6、7、8、9、11
19	股份有限公司（台港澳与外国投资者合资，上市）	1、2、4、5、6、7、8、9、11
20	股份有限公司（台港澳与境内合资，未上市）	1、2、3、4、5、6、7、8、9、11
21	股份有限公司（台港澳与境内合资，上市）	1、2、3、4、5、6、7、8、9、11
22	股份有限公司（台港澳合资，未上市）	1、2、4、5、6、7、8、9、11
23	股份有限公司（台港澳合资，上市）	1、2、4、5、6、7、8、9、11
24	有限责任公司分公司	1、2、5、6、9、11
25	股份有限公司分公司	1、2、5、6、9、11

签字 <sup>注</sup>：

年 月 日

- ①：1、申请外商投资企业设立登记的，由拟任的法定代表人签字；  
2、外商投资公司申请设立分公司登记的，由隶属公司的法定代表人签字。

## 企业设立登记申请表

(1) 企业名称			
(2) 住 所 (营业场所)	北京市	区(县)	(门牌号)
	<input type="checkbox"/> 中关村科技园区 <input type="checkbox"/> 金融街	<input type="checkbox"/> 北京商务中心区 <input type="checkbox"/> 北京经济技术开发区	<input type="checkbox"/> 奥林匹克中心区 <input type="checkbox"/> 顺义临空经济区
(3) 联系方式	固定电话		邮政编码
	传真电话		企业秘书(联系人) 移动电话
	电子邮件地址		
(4) 法定代表人 (负责人) 姓名			(5) 企业类型
(6) 币种			(7) 投资总额 万元
(8) 注册资本	万元		(9) 实收资本 万元
	其中外方	万元	
(10) 经营范围			
(11) 从业人数		其中, 本市人数: 外地人数: 安置下岗失业人数:	
(12) 营业期限	年	(13) 副本数	份
(14) 隶属企业名称			

注: 1. “住所(营业场所)”: 填写时要具体表述所在位置, 明确到门牌号或房间号。如无门牌号或房间号的, 要明确参照物。请根据实际地址参照《北京市六大重点产业功能区四至范围参考目录》选择填写所列区域。

2. “联系方式”: 请据实填写, 其中“固定电话”、“企业秘书(联系人)移动电话”、“邮政编码”为必填项。

3. “法定代表人”指中外合资企业拟任职的董事长、中外合作企业拟任职的董事长或联合管理委员会的主任、外商独资及外商合资企业拟任职的董事长、执行董事或经理。“负责人”指外商投资公司的分公司拟任职的主要负责人员。

4. “投资总额”指外商投资的公司设立之初所需资金总额, 即按其生产规模需要投入的基本建设资金和生产流动资金的总和。

5. 申请设立外商投资企业不填(14)两项。

6. 申请设立外商投资公司的分公司的不填(6)、(7)、(8)、(9)、(12)项。

## 中方投资者名录

投资者名称	住 所	证件名称 及 号 码	法定代表人	认缴出资情况			备注
				出资额 (万元)	出资 方式	出资时间 (年、月)	
合计	/	/	/		/		

- 注：1、“住所”栏只需填写投资者所在地省、市（县）名。  
 2、“证件名称及号码”栏，投资者为企业的填写《营业执照》注册号；投资者为其他经济组织的填写提交的证明文件的名称及文号。  
 3、“出资方式”应依据章程以“货币”、“实物”、“知识产权”、“土地使用权”或“其他财产”的表述方式填写。  
 4、本表不够填的，可复印续填。

## 外方投资者名录

投资者姓名或名称	所在国	证件名称及号码	法定代表人	认缴出资情况			备注
				出资额(万元)	出资方式	出资时间(年、月)	
合计							

- 注：1、“所在国”是指投资者登记注册的国家（地区）或国籍。  
 2、投资者为自然人时须填写“证件名称及号码”栏；投资者为公司、企业或其他经济组织的不填此栏。  
 3、“出资方式”应依据章程以“货币”、“实物”、“知识产权”、“土地使用权”或“其他财产”的表述方式填写。  
 4、本表不够填的，可复印续填。

## 企业法定代表人（负责人）登记表

企业名称				一寸免冠 近照 粘贴处
姓名 (中文)		性 别		
证件名称及号码		国 籍		
现 居 所 (户籍登记住址)				
个 人 简 历				
注： 应自具有完全 民事行为能力 之日填起至 今，并不得间 断。	起止年月	单 位		职 务
身份证件复印件粘贴处			盖章：  年 月 日	

注：1、如法定代表人由中方人员担任，“现居所（户籍登记住址）”栏应填写其户籍登记住址。

2、外商投资公司设立分公司时，应由隶属企业在“盖章”处加盖公章。



# 企业法定代表人（负责人）承诺

法定代表人（负责人）声明：

本人出任该企业的法定代表人（负责人），现向工商行政管理机关郑重声明，本人具有完全民事行为能力，并且不存在以下情形：

- （一）无民事行为能力或者限制民事行为能力。
- （二）正在被执行刑罚或者正在被执行刑事强制措施。
- （三）正在被公安机关或者国家安全机关通缉。
- （四）因犯有贪污贿赂罪、侵犯财产罪或者破坏社会主义市场经济秩序罪，被判处刑罚，执行期满未逾五年；因犯有其他罪，被判处刑罚，执行期满未逾三年，或者因犯罪被判处剥夺政治权利，执行期满未逾五年。
- （五）担任因经营不善破产清算的企业的法定代表人或者董事、经理，并对该企业的破产负有个人责任，企业破产清算完结后未逾三年。
- （六）担任因违法被吊销营业执照的企业的法定代表人，并对该企业违法行为负有个人责任，企业被吊销营业执照后未逾三年。
- （七）个人负债数额较大，到期未清偿。
- （八）法律和国务院规定不得担任法定代表人的其他情形。

**谨此承诺，本表所填内容不含虚假成份，现亲笔签字确认。**

**签字：**

年 月 日

## 董事会成员、经理、监事任职证明

姓名	姓名 (中文)	性别	国籍	任职 期限	职务	证件名称及号码	现居所 (或户籍登记住址)

确认以上人员任职符合法律、法规及章程的规定。

中方投资者盖章：

外方投资者签字：

注：1、外籍人员需填写“姓名（中文）”栏，填写经本人确认的中文姓名或中文译名。

2、“职务”系指董事长（执行董事）、副董事长、董事、经理、监事会主席、监事。上市股份有限公司设置的独立董事应在“职务”栏内注明。

3、“现居所（或户籍登记住址）”栏，中方人员填写户籍登记住址，外方人员填写居住地址。

4、本表不够填的，可复印续

董事、经理人员身份证件  
复印件粘贴处

董事、经理人员身份证件  
复印件粘贴处

董事、经理人员身份证件  
复印件粘贴处

董事、经理人员身份证件  
复印件粘贴处

董事、经理人员身份证件  
复印件粘贴处

董事、经理人员身份证件  
复印件粘贴处

注：如本页不够粘贴，可复印使用。

## 企业住所（经营场所）证明

拟 设 立 企 业 名 称	
住 所 (经营场所)	北京市 区(县) (门牌号)
产 权 人 证 明	同意将位于上述地址_____m <sup>2</sup> (建筑面积) 的房屋提供给该企业使用。  产权单位盖章： 产权为个人的，由本人签字：  年 月 日
需 要 证 明 情 况	证明单位公章： 年 月 日

填表说明见 12-13 页

房产证复印件粘贴处

注：1、“住所（经营场所）”栏应填写详细地址，如“北京市××区××路（街）××号

××房间”。

2、产权人应在“产权人证明”栏内签字、盖章。产权人为单位的加盖单位公章，产权人为自然人的由本人签字，同时提交由产权单位盖章或产权人签字的《房屋所有权证》复印件。

3、对使用下列未取得房屋主管部门颁发的合法有效产权证明房屋从事经营活动的，除填写本表外，还应提交经区县政府批准或授权的乡、镇政府、其他部门或街道办事处、村民委员出具的《临时住所（经营场所）使用证明》，以及由生产经营场所的使用人与场所提供者签署的不索取拆迁补偿费用的承诺书。

(1) 属于使用城镇地区未取得规划、建设等政府部门批准建设的建筑物；

(2) 已被区县政府或有关部门列入拆迁范围但并未实施拆迁的建筑物；

(3) 农村地区的建筑物；

(4) 房屋所有权证明文件上用途一栏空项或商住用途位置无法识别且规划未明确用途的建筑物；

(5) 临时建设的商亭、摊点（不含邮政报刊亭、社区便民菜站）。

4、除上述情形外，使用下列房屋作为住所的，应当提交相应的住所证明。

(1) 自建房作为住所但尚未取得《房屋所有权证》的，可提交建设单位出具的施工许可证、建设许可证复印件作为住所使用证明。

(2) 原属区县房屋管理局直管公房作为住所，但因房屋管理局机构调整无法再由其出具权属证明的，可由区县政府明确的部门出具产权证明。

(3) 使用国有企业尚未取得《房屋所有权证》的房产作为住所，可由主管该单位的国有资产管理部门或其上级单位出具产权证明。

(4) 使用科技园区（开发区）内尚未取得《房屋所有权证》的房产作为住所，由所在区县政府或其授权的部门出具房屋权属证明文件。

(5) 房屋提供者系经工商行政管理机关核准的具有出租房屋经营项目的，即经营范围含有“出租商业用房”、“出租办公用房”、“出租商业设施”等项目的，由该企业提交加盖公章的营业执照复印件及房屋产权证明复印件作为住所使用证明。

(6) 使用宾馆、饭店(酒店)作为住所的，提交加盖公章的宾馆、饭店（酒店）的营业执照复印件作为住所使用证明。

(7) 使用人防工程作为住所的，提交人防行政主管部门审查同意的《使用人防工程

申报表》以及消防部门同意使用的证明文件的复印件。

(8) 使用中央各直属机构的房屋作为住所的，由中央各直属机构的房屋管理部门出具房屋使用证明。

(9) 使用国务院各部委的房屋作为住所的，由国务院机关事务管理局的房屋管理部门出具房屋使用证明。

(10) 使用中央所属企业的房屋作为住所的，由该企业的房屋管理部门出具房屋使用证明。

(11) 使用铁路系统的房屋作为住所的，由北京铁路局的房屋管理部门出具房屋权属证明。

(12) 使用军队房产作为住所的，提交加盖中国人民解放军房地产管理局专用章的“军队房地产租赁许可证”复印件。

(13) 使用中、小学校的非教学用房作为住所的，由所在区县教委出具同意经营的意见。

5、将住宅楼内的房屋改变为经营性用房作为住所（经营场所）的，应当符合国家法律、法规、管理规约的规定，并按以下要求提交有关文件：

(1) 已经取得《房屋所有权证》的，提交由产权人签字的房屋所有权证复印件；

(2) 购买的商品房未取得《房屋所有权证》的，提交由购房人签字或购房单位盖章的购房合同复印件及加盖房地产开发商公章的商品房预售许可证复印件；

(3) 租赁商品房或开发商以所开发的商品房自用作为住所，尚未取得《房屋所有权证》的，可提交开发商的房屋预售许可证及营业执照的复印件；

除提交上述文件外，还应填写下页《住所（经营场所）登记表》及《关于同意将住宅改变为经营性用房的证明》。

**住宅楼及住宅楼底层规划为商业用途的房屋不得从事餐饮服务、歌舞娱乐、提供互联网上网服务场所、生产加工和制造、经营危险化学品等涉及国家安全、存在严重安全隐患、影响人民身体健康、污染环境、影响人民生命财产安全的生产经营活动。**

6、根据建设部等部门制定的《关于规范房地产市场外资准入和管理的意见》的有关规定，不得使用境外机构和境外个人购买的房屋作为住所（经营场所）从事经营活动。

## 住所（经营场所）登记表

企业（公司）名称	
住所（经营场所）	
<p>《中华人民共和国物权法》第七十七条规定：“业主不得违反法律、法规以及管理规约，将住宅改变为经营性用房。业主将住宅改变为经营性用房的，除遵守法律、法规以及管理规约外，应当经有利害关系的业主同意”。</p> <p>本企业（公司）将住宅改变为经营性用房，作出如下承诺：</p> <p>一、知悉《中华人民共和国物权法》的相关规定；</p> <p>二、遵守有关房屋管理的法律、法规以及管理规约的规定；</p> <p>三、已经有利害关系的业主同意；</p> <p>四、遇有拆迁服从配合，不索取拆迁补偿费用。</p> <p>申请人：</p> <p>年 月 日</p>	

注：申请人为股东（出资人）。股东是法人的，由股东盖章，股东是自然人的，由自然人签字。

## 关于同意将住宅改变为经营性用房的证明

北京市工商行政管理局：

\_\_\_\_\_（企业、公司名称）

申请将位于北京市\_\_\_\_\_区（县）\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_（房屋坐落的详细地址）的房屋作为住所（经营场所）。

该房屋用途为住宅。根据《中华人民共和国物权法》的有关规定，已经有利害关系的业主同意将此房屋改变为经营性用房，并已经居委会（业主委员会）确认。

特此证明。

居民委员会（业主委员会）

（盖章）

年 月 日



## 核发《企业营业执照》情况

发照人员签字		发照日期	年 月 日
领执照情况	本人领取了执照正本一份，副本 份。		
	签字: 年 月 日		
缴费发票粘贴处			
备 注			

# 一 次 性 告 知 记 录

## 附页 1:

请您认真阅读第 \_\_\_\_\_ 号《一次性告知单》的相关内容，按照规定办理登记手续。

**特别提请注意：**请登录北京市工商局网站 [www.BAIC.gov.cn](http://www.BAIC.gov.cn)，从“企业信用信息公示系统”中查询投资人及拟任职人员是否被记入“警示信息系统”，凡有“警示信息”记录的，其再投资或新任职行为在登记时将会受到限制。

被委托人： \_\_\_\_\_ 受理人： \_\_\_\_\_ 年 月 日

您提交的文件、证件还需要进一步修改或补充，请您按照第 \_\_\_\_\_ 号《一次性告知单》中“应提交文件、证件”部分的 \_\_\_\_\_ 项内容准备相应文件，此外，还应提交下列文件：

被委托人： \_\_\_\_\_ 受理人： \_\_\_\_\_ 年 月 日

## 一 次 性 告 知 记 录

### 附页 2:

您提交的文件、证件还需要进一步修改或补充，请您按照第 \_\_\_\_\_ 号  
《一次性告知单》中“应提交文件、证件”部分的 \_\_\_\_\_ 项内容准备相  
应文件，此外，还应提交下列文件：

被委托人： \_\_\_\_\_ 受理人： \_\_\_\_\_ 年 月 日

您提交的文件、证件还需要进一步修改或补充，请您按照第 \_\_\_\_\_ 号  
《一次性告知单》中“应提交文件、证件”部分的 \_\_\_\_\_ 项内容准备相  
应文件，此外，还应提交下列文件：

被委托人： \_\_\_\_\_ 受理人： \_\_\_\_\_ 年 月 日

您提交的文件、证件还需要进一步修改或补充，请您按照第 \_\_\_\_\_ 号  
《一次性告知单》中“应提交文件、证件”部分的 \_\_\_\_\_ 项内容准备相  
应文件，此外，还应提交下列文件：

被委托人： \_\_\_\_\_ 受理人： \_\_\_\_\_ 年 月 日

# 指 定（委 托） 书

兹指定（委托）\_\_\_\_\_（代表或代理人姓名）向工商行政管理机关办理\_\_\_\_\_（名称）的登记注册（备案）手续。

委托期限自\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日至\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日。

代表或代理人更正有关材料的权限：（请在以下选项前划“√”）

- 1、不得修改申报文件中的任何内容；
- 2、授权修改申报文件中的错误文字；
- 3、其他有权更正的事项：（请详细注明）

指定（委托）人签字或加盖公章：\_\_\_\_\_

代表或代理人签字：\_\_\_\_\_

年 月 日

填写本《指定（委托）书》，请仔细阅读背面注意事项。



北京市工商行政管理局

BEIJING ADMINISTRATION FOR INDUSTRY AND COMMERCE

（2010 年第一版）

代表或代理人身份证复印件粘贴处  
(办理外国企业常驻代表机构登记注册手续的代表或代理人，  
应粘贴本人代表证或雇员证复印件)

### 注意事项:

**1、代表或代理人**是指受企业或者投资人委托到工商行政管理机关办理企业登记注册手续的自然人。

**办理设立登记时**，代表或代理人应是单位股东（或投资单位）的职工或自然人股东（自然人投资人、合伙人）之一。

**办理变更、注销登记或备案时**，代表或代理人应是本企业的职工。

### 2、“指定（委托）人签字或加盖公章”处应按以下要求填写：

**(1) 办理内资企业设立登记的**，由全体股东(投资人、合伙人)签字或盖章，其中自然人股东(自然人投资者、合伙人)由本人签字；法人股东（法人投资者）加盖本单位公章；股份有限公司由董事会成员签字。

### (2) 办理外商投资企业设立时，按以下要求填写：

办理合资、合作企业设立的，中方投资者加盖单位公章，外方法人投资者由其法定代表人签字，自然人投资者由本人签字。

办理独资企业设立的，自然人投资者由本人签字，法人投资者由其法定代表人签字。

### (3) 办理变更、注销登记或备案时，加盖本企业公章。

**3、办理各类企业分支机构的设立时**，代表或代理人应是拟设立机构的职工或隶属企业职工，加盖隶属企业公章。

**4、委托登记注册代理机构办理登记注册的**，不使用本委托书，应提交专门的委托文件。

と上記までがとりあえず必要になる一式書類になります。  
よければこれをプリントアウトして見直してみる事をおすすめします。

21枚になるわけですがこれで必要書類の一部です。  
おそらくこれを見て書類が多いなあって思った人も多いと思います。

それ以外にも政府から要求された書類を別途用意する必要があります。  
中国会社設立は上記の書類を**全て正確に記載しなければなりません**。

会社設立の書類をみるとプロに依頼した方がいいと記載があると思います。  
自身でも出来ない事はないと思うのですが本当に大変です。

私自身 2007年の初めに自身で会社設立をした経験があり  
その時に本当に手続きが複雑でそれを安く安心して代行してくれる会社  
あればいいのになあって事で現在のサービスにいたっています。

中国全土をサポートしているのですが、北京・上海をメインとしています。  
会社設立は日本と比べると本当に沢山の段階を踏まないといけないのです。

しかも日本の会社設立の場合と違い、自身でやると間違いに気付かない事や  
後で問題を発見した時に営業許可証などを取り直さなければいけないので  
余計に時間をロスしてしまうなんて事もあるのです。

また知らなかったのでやり直しますというのは日本では通用しますが  
中国では罰金という方法で解決するのが一般的です。

しかもその金額というのは決して安いものではなく  
数百万から数億円と経営を揺るがす金額請求される事まであるのです。

こんな状態になったら裁判で決着だって事になりますが、  
中国では外資企業が罰金を請求する工商局や商務省と闘っても勝ち目はありません。

となってくると会社設立というのは物凄くウェイトが高いのです。  
会社設立は経営範囲を決めたりするのに非常に大事です。

当社でも全て込（印鑑・資本金の振込手数料）120万円で代行します。  
この料金を高いと感じて自身で手続きをして最終的に失敗するって人もいます。

たまに**自社に中国人社員がいるので現地で会社設立の費用を浮かせられると考える人も**いるようですが、これでは私はいけないと思っています。  
なんととっても会社設立に関してプロではないからです。

言葉が喋れるからという事で素人に全て任せるとするのは  
経営者としてとても問題な行為だと私は考えています。

もし1か所でも書類にミスがあって損害が発生した場合には  
その中国人社員を責めてもお金が戻ってくるわけではありません。

しかも会社設立には多大な時間がかかります。  
実際にはどれ位かかるのかって事ですがプロが作成しても3カ月前後かかります。  
おそらく**素人が作成するとなれば半年から1年かかる**と思います。

こう考えた時に社員の給与を例えば20万円とした場合に  
経費として120万円～240万、さらには現地での滞在費と飛行機代  
現地での交通費を負担した場合には物凄い金額がかかってしまうのです。

しかも素人が作るわけですから、全ての書類が一字一句間違えていない  
という保証はどこにもないので設立後も不安がのこるわけです。

もし書類に間違いがあれば大打撃を受けるのは  
あなたの会社なのでしっかりと人に任せたいものです。

また代行業者ではない場合には、社長直接呼んで来いと言われてたりします。  
なぜならば**中国では全て業務は許可がないと出来ないようになっている**からです。

もし会社の社員だといったとしても証明書を持ってこいとかそれを翻訳したものをきちんと提出しないと手続きを進めてあげないと追い返されてしまったりという事もよくある事例なのです。

私は以前自身で全て手続きをした事があるので分かっているのですが社員にやらせたのに結局経営者である私自身がその都度役所にいっていました。全て役所が違うので本当にくたびれてしまいます。

社長さんの給与を平均で月に 100 万円前後と計算すると自身でわざわざ神経をつかって会社設立をやるというのがどれだけ馬鹿げた事か分かります。

疲れるだけ疲れて結局元もとれずになってしまうのです。本当に笑ってしまう話なのですが、このように動いてしまう人も本当に多いのです。

実際に途中まで自身でやって結局途中で大変さに気付いてここからの続きをやってほしいなんて依頼もたまにうけたりしています。

経営者の仕事としては経営に集中して書類は専門家に任せるとというのが正しい選択だと私どもは考えています。

次のページで必要書類と流れとかかる日数それに役所のどこにいったらいいのかの資料を記載しますのでご覧下さい。  
※これをご覧になるとあまりに手順が多いのでびっくりする人もいます。

これはあくまで北京での事例ですが上海や他の都市でもさほど変わらない手順と時間になります。

資料では最短の設立完了までの流れが書かれていますがご存知の通り中国では書類というのはなかなかスムーズにはいかないので**実際にはさきほども記載した通り、3カ月程度の時間がかかってくる**わけです。

自身で全てやろうとすると時間ばかりかかってしまい、さらには会社名などを取得する場合には有効期限もあるので設立が遅くなった場合には再度その会社名を延長する手続きも必要になってきてしまうのです。

あとで触れますがその取得の遅れが不動産賃貸のロスになりますのでさっさと任せてしまい自分は別の事に集中するのがいいと思います。

経験からいわせてもらおうと自身で会社設立をするメリットというのはほとんどないに等しいとですね。

実際に私の友人で中国での生活が5年あったので語学も問題なかったのに自身で手続きをして所々に誤りが見つかりまた0からやり直しをしたという例もあるので、**それだけ言葉が喋れるのに失敗をしてしまう**わけです。

さきほどの書類を全て別の機関に持っていき説明を受けて書類を記載するのですが、もともと現地の事務の人が完璧に法律を理解していないというケースもあるので指示通りやったのに・・・といった悲惨な状態になってしまう事も頻繁にあるのが現状です。

もし自身でやるなら法律に関してある程度理解しておく必要と手続きに関してなれている必要があるのでプロに任せてその間違う事をやっておくのが一番ベストです。

プロに任せてもしそれでも間違えてしまったら業者の責任で修正まで全てやってくれるますので安心です。

日本の会社設立と同じような考えで自分でやろうと思っても喋れる人でも失敗するわけですからもし喋れないとなれば通訳を通じて書類を記載しなければならないのでそこで理解に開きが出てきてしまう事も考えられます、もともと通訳は会社設立の専門家ではありませんからね。  
※次のページで書類の一覧と所要日数を表にしてみました。

## 外資企業設立必要書類と所要日数

手順	必要資料	担当役所	許可書	日数
1.	申請書、F S、不動産屋の営業許可書コピー、資本信用証明書コピー、事務所賃貸借契約書、事務所の産権書、環境証明書（業界による）、企業名称預先核準通知書コピー、各役員リスト、各役員の委派書、全体役員パスポートのコピー、総経理委派書（董事会がない場合）、総経理パスポートのコピー（総経理が会社の法定代表者の場合）、定款	商務局	批准書	7日
2.	企業名称核準通知書	技術監督局	企業組織機構コード	4日
3.	企業組織機構コード通知書、批准証書備案表	商務局	批准証書	5日
4.	上述の全ての資料	工商局	仮営業許可証	7日
5.	営業許可証コピー、法人代表のパスポート、企業組織機構コード通知書、定款	技術監督局	企業組織機構コード	4日
6.	公安局の紹介書、営業許可証コピー		会社印鑑	1日
7.	契約書、定款	発展計画委員会	批准	10日
8.	営業許可証コピー、定款、FS、社印と法人印、財務印、賃貸契約或は土地譲渡契約、企業組織コード謄本	外貨管理局	外貨登記、銀行口座の設立	20日
9.	営業許可証コピー、FS、法人代表及び財務責任者の身分証明書、税務登記表、賃貸契約或は土地譲渡契約、企業組織コードコピー、銀行口座設立許可証コピー	国家税務局	国税登記証（正本、副本）	3日
10.	営業許可証コピー、FS、法人代表及び財務責任者の身分証明書、税務登記表、賃貸契約或は土地譲渡契約、企業組織コードコピー、銀行口座設立許可証コピー	地方税務局	地税登記証（正本、副本）	3日
11.	営業許可証コピー、定款、FS、財政登記表、賃貸契約或は土地譲渡契約、企業組織コードコピー、銀行口座設立許可証コピー、法人代表及び財務責任者身分証明書	財政局	財政登記証（正本、副本）	4日
12	合 計			68日

全て担当役所も違いますし、当然の事ながらそれぞれ所在地も違うわけです。  
しかも役所だから物凄い混雑しておりますし、**分からない点を丁寧に教えてくれるなんて良心的なサービスは行ってくれません。**

分からない事を役所に電話して聞いてみようとしても基本的に  
誰も電話には出てくれませんので自身でいって整理券を持って並ぶしかないのです。

自分自身が苦勞しているのにこんなストレスを現地会社設立する人に  
味わってほしくないと思ってこの**サービスをスタートさせて多くの企業から  
絶大な支持をいただけるようになりました。**

日本の社長の取材を受けた様子です。  
ご覧になりたい方はこちらをクリックしてみてください。

中国会社設立について記事になっています。

<http://www.nippon-shacho.com/search/result.html?did=152>

↑ ↑ ↑ ↑

代表者新井の経歴や顔を見る事が出来ます。

記事にも記載がありますがメインとして売り上げが**10億円以下**  
会社の利益が**5億円以下**の会社を対象にしています。

もちろん大手企業の作成代行もした事があるのですが  
我々の売りはフットワークの軽さと経験にあると考えているからです。  
※我々もベンチャーとして頑張っていますから（笑）

我々に依頼があるお客様で多いのが出来るだけ出資金を少なくしたいと  
いう点ですがこれには実際にとっても工夫が必要なのです。

**F/Sを上手に作成したり工商局と出来るだけ資本金を下げてもらうよう交渉  
するという作業が必要になります。**

このような作業は絶対に素人をお願いした場合には  
役所は対応というのをしてくれないのが通例です。

このような理由から私が会社設立は専門家にやらせた方がいいという結論です。  
しかも驚くべき事に必要になる書類も会社の規模や出店する場所によって違うのです。

次は基本的な会社設立に必要な書類と受領できる証明リストを記載します。  
※業種によってはそれ以外に必要な書類があります。

## ■必要な書類（Register Documents）

### 投資者側が提出すべき書類

1. 投の会社の有効な商業登記証（コピー） 資者側
2. 外国銀行が投資会社のために発行した銀行資本信用証明書（オリジナル）
3. 首席代表の身分証明書のコピー；一寸の無帽の写真 3 枚；履歴書 1 部（履歴 18 歳から）。  
首席代表のサイン。投資者側の本社の法人のサイン。
4. 投資者側の本社の法人の身分証明書のコピー
5. 秘書連絡人の身分証明書のコピー、E-mail、電話番号、住所
6. 代表機関の所在地登録の証明書（こちら側が登録所在地を提供する場合は不要）
7. 代表機関申請書、承諾書、企業秘書連絡人表、代表機関設立申請書、首席代表任命書、委託書（こ  
ちら側がサンプルを提供するが、投資者側あるいは投資会社の取締役会長のサインが必要）
8. 審査承認機関の要求により、他の提出すべきあるいは補足すべき書類

注：以上の赤い字で示された書類は、代表機関を登録する時、投資者側の法人のサインが必要です。  
首席代表が中国人の場合、派遣書も必要となります。

何度も記載していますが、ここで上記に記載したものに関しては  
基本的な書類であり実際にはさらに役所から求められた書類を提出する事になります。


そしてもう 1 点なのですが、会社として進出する場合には  
登記簿を中国大使館にて認証してもらうという業務が必要になります。  
※個人での出資の場合にはパスポートがあれば OK です。

## ■登録後、受領できるすべての証明書のリスト

List for all the certificates that you can get after finish the registration

書類名称

1. 国家工商総局によって発行された『代表機関登記証』
2. 公安局の記録、三つの印鑑（財務印、法人印、公印）
3. 質量技術監督局によって発行された『組織機関コード証』（正本と副本）
4. 国税登記証（正本と副本）
5. 地方税登記証（地方税）（正本と副本）

批准证书		批准证书	
 <p>中华人民共和国外商投资企业 批准证书</p> <p>CERTIFICATE OF APPROVAL FOR ESTABLISHMENT OF ENTERPRISES WITH FOREIGN INVESTMENT IN THE PEOPLE'S REPUBLIC OF CHINA</p>		企业名称 NAME OF ENTERPRISE 英文 中文 企业地址 ADDRESS 企业类型 TYPE OF BUSINESS 经营范围 SCOPE OF BUSINESS 投资总额 TOTAL INVESTMENT 注册资本 REGISTERED CAPITAL 经营范围 SCOPE OF BUSINESS 批准日期 DATE OF APPROVAL 发证日期 DATE OF ISSUE 发证序号 ISSUE NO.	中文 批准日期 DATE OF APPROVAL 发证日期 DATE OF ISSUE 发证序号 ISSUE NO.
		批准日期 DATE OF APPROVAL 发证日期 DATE OF ISSUE 发证序号 ISSUE NO.	批准日期 DATE OF APPROVAL 发证日期 DATE OF ISSUE 发证序号 ISSUE NO.

企业法人营业执照		企业法人营业执照	
 <p>企业法人营业执照</p> <p>注册号 3300000000000000</p>		名称 NAME 住所 RESIDENTIAL ADDRESS 法定代表人姓名 LEGAL REPRESENTATIVE'S NAME 公司类型 TYPE OF COMPANY 经营范围 SCOPE OF BUSINESS 注册资本 REGISTERED CAPITAL 实缴资本 ACTUAL CAPITAL 成立日期 DATE OF ESTABLISHMENT 营业期限 TERM OF BUSINESS PERIOD	
名称 NAME 住所 RESIDENTIAL ADDRESS 法定代表人姓名 LEGAL REPRESENTATIVE'S NAME 公司类型 TYPE OF COMPANY 经营范围 SCOPE OF BUSINESS 注册资本 REGISTERED CAPITAL 实缴资本 ACTUAL CAPITAL 成立日期 DATE OF ESTABLISHMENT 营业期限 TERM OF BUSINESS PERIOD		名称 NAME 住所 RESIDENTIAL ADDRESS 法定代表人姓名 LEGAL REPRESENTATIVE'S NAME 公司类型 TYPE OF COMPANY 经营范围 SCOPE OF BUSINESS 注册资本 REGISTERED CAPITAL 实缴资本 ACTUAL CAPITAL 成立日期 DATE OF ESTABLISHMENT 营业期限 TERM OF BUSINESS PERIOD	

※営業許可証と批准の実際の写真

中国会社設立に関しての直接のお問い合わせについては  
[tensaiarai@msn.com](mailto:tensaiarai@msn.com) までお願いします。

中国会社設立についてよくある質問に回答したいと思います。  
もしかしたらあなたが知りたい内容が以下に含まれているかもしれません。

**▼中国進出にあたり問い合わせが多いものをまとめました。**

**[1]最低資本金はいくらで出来るの？**

**[2]中国ビジネスで注意する点は！？**

**[3]多くの日系企業がつまずくポイントとは？**

**[4]現地会社設立をするリスクとは？**

**[5]中国人とコネがあるのでビジネスをしたいと思っているのですが・・・。**

この質問は当サイトで問い合わせの多いベスト5の質問です。  
これに1つずつ答えていきたいと思います。

**【1】最低資本金はいくらで出来るの？**

**▼回答**

これについてですが明確な回答というのは出来ません。  
さきほどのページでも記載したと思いますが、F/S（投資計画書）作成や  
実際にどの地域で起業するかによっても異なってきます。

**一応書類上では最低資本金は10万元（現在レートで日本円130万）と  
なっていますが現地としては出来るだけ外資を獲得したいと思っていますので  
出来るだけ少ない金額と書類を作成する時点で工夫が必要**となってきます。

また中国の場合は、地域によっても誘致している業界というのが  
ありますので、以前10万元で駄目だっていわれたのにこの地域では無事に  
審査が下りたなんて事もよくある話なのです。

※つまりしっかりとした規則がないというのが実際の所です。

多くの会社の社長さんが最低資本金で出資をしたいと望んでいますが  
どうせ使用するお金だと考えれば**資本金が多少 10 万円をオーバーして  
しまっても全く問題ない**と私は考えています。

またアドバイスですが中国人というのは見た目をとても気にする文化があります。  
もし中国企業と取引するのであればある程度の資本金があった方が信用度アップです。

一度中国に行った事がある人ならご存知かもしれませんが、富裕層は高級車ばかり  
を乗り回していて車種が古くなったら新しいものにも乗り換えてしまう程です。

信用をお金で買うというのは日本では出来ませんが中国ではそれが可能です。  
現地の会社で規模は小さそうなのに営業許可証に記載されている金額が物凄く  
大きな会社なんかも存在します。

その為中国現地企業の資本金の額が大きいので大会社かというと実際に  
本当かどうかは調べてみないと分からないのです。

多くの日本企業がこの事を知らないので信用して痛い目をみるという事  
になってしまうのでここは十分に注意を払って下さい。

中国ではあらゆるものがビジネスになってしまうのですが、  
営業許可書に資本金を大きく見せるビジネスまであるのです。

これは内資企業と外資企業の大きな違いでもあるのですが  
内資企業の場合には最初にどれ位資本金があるのかをチェックするシステムなのです。

つまり業者が一時的に会社を作りたい人の口座にお金を入れておき  
審査が通ってしまったら全額おろしてしまうといった感じです。

内資企業の口座チェックは日本と同じ形態をとっています。  
**外資企業の場合には営業許可証が取得出来てからはじめて決められた資本金を  
指定の口座へと日本から中国へ送金という手続きをとります。**

ここはとっても大事なので必ず覚えておいて下さい。

つまり不動産に関しては営業許可証を得るまでの期間、賃貸料は発生するが営業をまだ行う事が出来ないという矛盾が生じます。

もしかしたら言われている意味が分からない人がいるかもしれないので例をあげて詳しく説明していきたいと思います。

中国での会社設立までの流れを振り返ってみましょう。  
当然ですがまず登記できる住所に不動産を借りなければ手続きはすすみません。

ではこの時点で不動産を契約する為にお金が必要ですが送金できるのは営業許可証がとれる最短で3カ月後ですのでここでかかった費用は資本金の中には含まれないのです。

多くの経営者はここを勘違いしており、最低資本金だけ用意しておけば中国に会社を設立できている人が本当に多いのです。

さらに中国の不動産契約というのは日本と大きく異なります。  
半年か1年分の家賃を前払いするシステムとなっているのです。

賃貸したい事務所不動産が1カ月あたり20万円だとした場合には最低でも半年分と仲介不動産会社に1カ月か2カ月の仲介手数料をとられますので最初に140万円～160万円の別のお金を用意しておかなければならないのです。

たとえ最低資本金が10万円という事で審査が下りたとして  
 $10 \text{ 万円 (130 万) } + \text{ 不動産の賃料 (例の場合 140 万) } = 270 \text{ 万円}$ となるのです。

その他に会社設立に関して業者に依頼した場合には費用がかかります。  
例として当社の場合には税務手続き完了まで全て込120万円ですので  
 $270 \text{ 万円} + 120 \text{ 万円 (営業許可証 + 税務登録 + 印鑑登録・作成込)} = 390 \text{ 万円}$

たとえば物件を決めるにあたってあなたの会社の社員が現地を視察する為に使用した経費や往復のチケットや滞在費用などを含めると金額はさらにあがります。

私は**最低資本金で会社を設立する場合でも 500 万円程度の資金投下**を考えておいて下さいというアドバイスをするようにしております。

また最低資本金のカラクリですが、資本金が多ければ多いだけ会社を作成する上で審査というのは通過しやすくなっております。

もしかしたら大手中国コンサルティングに相談されている方で最低でも **100 万ドル以上が最低資本金**だといわれた人もいるかもしれません。

なぜこのような事が起こるかという答えは簡単で、最初にも説明した通り工夫が必要で工商局に相談に行ったり投資計画書を作成する段階で用意する書類が普通よりも多かったりと面倒だから大手は引き受けないわけです。

今まで当社にも大手に相談したら最低資本金 **3000 万円程度必要**といわれたんだけどその **10 分の 1 の 300 万円**では会社組織は作れないのかと相談を受けた事があります。

もちろん業種によってはあまりに少ないと許可が下りないものもありますが、この相談をもらった会社は無事に希望通りの資本金 **300 万円**で会社設立が出来ました。

このように大手で断られたけどうちで最低資本金の **130 万円程度**で作成したという例はたくさんあります。

最低資本金の質問の回答に戻りますが、最初に一度 **NG** といれても何度か話し合いや工夫を加える事で審査が下りる事もあるのです。

結論とすると最低資本金の概念というのはそれ位曖昧なものです。

**総括すると資本金投下が大きいと中国側が大歓迎なので審査がスムーズ**  
**また逆に資本金投下が少ないと審査に多少時間がかかるという傾向**にあります。

最低資本金にこだわりすぎるデメリットとしましては  
資本金を送金する際の銀行がすぐに決まらないかもしれないという点も含んでいます。

最終的には取引銀行は決まるのですが、現在中国の銀行はバブル状態にあるので  
資本金投下の少ない会社には口座自体を作らせてくれないという傾向にあります。

現在の日本では決して考えられない話ですが、銀行口座を作らせてもらえないかと  
お願いしにいかなければならないという事まであるのです。

営業許可証取得後に銀行口座がなかなか決まらないって事も稀にあります。  
その為最低資本金もいいですが初期投資と思って少し資本金額をあげておくのも  
ひとつの選択肢として考えられると私は思っています。

国の文化が違えば法律も違うので面白いですね。  
それでは最低資本金の質問はこの程度にして続いての質問に移りたいと思います。

## 【2】中国ビジネスで注意する点とは？

### ▼回答

これに関してですが、日本人の場合特に騙される事に注意が必要です。  
資本金が膨大なので騙されてしまったという例や、料金を支払ったのに  
商品が届かないといったような失敗はよく耳にするとおもいます。

私から言わせればこれは無知以外の何物でもありません。

【1】の中だけでも中国と日本の文化の違いというのがいくつかあったと  
おもいますが**日本と中国ではビジネスに関して大きな感覚のズレ**があります。

日本では当たり前なのが中国では全くの逆って事まであるのです。  
日本ビジネスでは取引先とは信用が第一ですが中国では違います。

こんな事いうと誤解があるかもしれませんが中国は先に儲けてしまえば  
後はどうなってもいいので今儲けようという考えが主流なのです。

日本の場合には、取引先とは5年後も10年後も取引したいのでまずは信用を得ようしますが中国ではその思考では通用しないのです。

支払いをなかなかしないのには理由があります。

現在中国では銀行の金利がとても高いので支払いを遅くする事で金額が大きければ金利で少し儲かるので取引金額が大きければ大きいほど支払い時期が遅くなるような事が考えられるのです。

しかもびっくりする事に中国で優秀な経理というのは出来るだけ理由をつけて支払いを出来るだけ遅い時期に出来る経理を呼ぶのだという経営者までいるのです。

**びっくりするような日本の常識では考えられない事が実際におこなわれています。**  
日本人は島国育ちですので海外でビジネスをする事に関して素人同然です。

そして人を素直に信用し過ぎてしまうという人種なのです。

海外でのビジネスでは日本の常識では考えられない事が普通に行われているのでそれを頭に常にいれながら行動するというのが必要不可欠なのです。

国が違えば風習もビジネスも全て違うのです。

中国では支払い方法に注意する事でリスクを最小限に抑える事が出来ます。

日本では最初に内金を支払ってその後サービスが始まれば残りの全額を全部支払ってしまうのが一般的ですが中国での支払いはここまで進んだら**20%**支払う、そしてここまでいけば**20%**といったように進行を確認した段階で少しずつ確実に支払いをしていけばいいのです。

日本人だともしかしたら人を疑うようでなんだか嫌だなあって思うかもしれませんがこれが中国では当たり前なので相手も特に嫌な思いをしたりしません。

注意する点は他にもあり日本人が現地に行った場合には通訳を使用するわけですがあまりにも通訳を信頼してしまつて痛い目をみている人もいるのです。

現地でのコミュニケーションに通訳が必須な為、どうしても通訳に相談する事が増えていく過程でもともと通訳だけの仕事のはずが経営にまで参入している企業が本当に多く存在するというのが現状なのです。

「〇〇の取引でいい所を探しているんだけど悩んでいる」と通訳が「〇〇さん、私は友人の知り合いでいい会社を知っています」という提案をしてくるのです。

この場合、大抵その取引先は多少高めな見積もりを持ってくるのですが通訳の紹介という事で安心して印鑑を押してしまうのです。

ほとんどの会社が勘違いしているのですが、**通訳さんは言葉を通訳するのが専門でビジネスに関しては全くの素人って人が大半**なのです。

ですが普段の生活に関する通訳などもしますので信頼関係が出来上がってきます。そこでビジネスの相談役としての立場を手に入れる事になるのです。

先程の例ですが、通訳はもし契約がうまくいったら〇〇会社からバックマージンをもらっていたなどというのは本当によくある話です。

こんな話をするとびっくりしますが「日系企業で5年通訳をしていれば立派な家が建つ」っていわれるほどキックバックをもらっていた通訳も実際にいるのです。

日本人は通訳を経営に参入させてしまうのですがこれは参考にする程度でOKです。もしその通りに何度かなってしまうと悪い循環になります。

日本を一步出たビジネスは全て常識を疑ってかかればならない私どもがこれをお読みのあなたに理解してほしい点でもあるのです。

中国ビジネスは落とし穴というのはここには書ききれない程沢山あります。進出後「えーそんな事まで・・・」ってケースも何度も経験すると思います。

法律もビジネスマナーまで全く異なる国でのビジネスです。  
おそらくあなたが思っている以上にビジネスマナーや習慣に戸惑う事も  
あると思いますが、そこは柔軟に対応し現地について学んでいく姿勢が大事です。

### 【3】多くの日系企業がつまずくポイントとは？

#### ▼回答

これは業種によって多少異なりますが、なんととっても人材の問題だと思います。  
中国人は日本人の会社勤務の概念が違う為に苦戦しております。

なんととっても言われたことしかしないし自分からすすんでやろうともしない  
そして給与を上げてほしいという要望は直接上司に直訴するなど・・・。

とにかく日本人を採用するのと中国人を採用するのを一緒に考えたら  
いけないといえる位に人材の問題で悩まれると思います。

中国で事業するのが大変というブログや感想をみると  
大抵が仕事に対するモラルが低くて悩んでいたりと離職率が高くて悩んでいたります。

業種によっても状況は違いますのが人材で悩んでいない企業はないといって  
いいほどの企業も人材の選出に頭を抱えています。

そして絶対的に問題になるのがどこまでを現地人にやらせて  
どこから先を日本人側で処理するのかといったライン引きで悩まれています。

また中国側で中国人を相手にするビジネスを展開する場合には  
どこまでを現地風にアレンジしてどこまでを日本らしさを残すのか  
これはマーケティング的な事になってきてしまいますがこれも難しいですね。

どの企業も日本で成功しているので中国進出を狙うわけです。  
創業数十年経っていますって会社よりは勢いのあるベンチャー企業が多いです。

おそらくあなたも3つに当てはまっていると思います。

- 日本で成功したビジネスモデルやブランド力を活かして中国市場へ
- 日本では需要が見込めない（市場が小さい）と判断し中国市場へ
- アウトソーシング的な会社やソフトウェアなどのコスト削減を狙い中国市場へ

大手は資金力があるので既に中国市場に参入しているケースが多いので上記のような会社の相談を受ける事が大半です。

日本でもいわれていますが会社はなんといっても人材が全てです。どんな素晴らしいサービスや商品であっても販売や提供している人が駄目な場合にはビジネスとして上手くはいかないでしょう。

私が相談を受ける際に、感じる点なのですが中国市場に関してもっと勉強が必要だなあって思うのです。

相手を知らなければ戦には勝てません。  
これはビジネスでも同じ事です。

私は会社設立の代行を受けたまわる業務をやっていますが相談された際に上手くいかないなあって感じたビジネスに関しては「もう少し慎重に考えて進出を検討されてはいかがでしょうか？」と提案してしまう企業代表者の方までいるのです。

事前に調べもしないでとりあえず今勢いのある中国へ進出というのはあまりにも無謀であると考えております。

私が考える日本企業が現地ですまづくポイントをあげるとすれば

- 人材の扱い方や仕事を上手く分配が出来ていない点
- あまりに中国ビジネスをしらないで進出をしてしまった点

大きく分けてこの2点があげられると思います。

※厳密に分ければ他にも沢山ありますが2大ポイントは上記です。

私も実際に現地で沢山のビジネスに携わってきましたが、成功すると失敗する企業の違いはやはり学ぶ姿勢だと思います。

中国市場に参入するという事は素晴らしい事です。なんととっても市場規模が違いますからね、それにグローバル企業としてより成長力をつけられるのですから。

中国は色々な意味で宝の山だと思います。市場もそうですが、人材も13億以上いるわけですから優秀なスタッフも日本と比べない程いるのです。

こんな話すると睨まれてしまうかもしれませんが日本一流大学卒業の学生と中国一流大学卒業した学生では学力だけで比較すると圧倒的に中国の学生が勝っていると感じます。

まだマナーの面や倫理的な点に関しては日本の方が圧倒的に優位を保っていますが中国では激しい学歴社会ですので競争力も違うのです。

中国の優秀なエリートの方は仕事与えられれば完璧にこなします。ですが自分で新しい事創造するという事は苦手分野なのです。

逆をいえばその優秀な社員に的確に指示を出来ればすごく良い業績を残す事も出来ると思います。

日本で成功したのだから中国でも成功するはずというのは甘いです。ブランド力があるから中国でも売れるだろうというのも甘いです。

きちんとした戦略をたててトライを繰り返すという経営努力をしなければ決して成功できない市場だということを認識下さい。  
※戦略を常に練りながら勉強する姿勢がとっても大切なのです。

当社としてはこのレポートを読まれているあなたが  
中国市場で成功してほしいと本気で考えています。

その考えがあるので会社設立に必要な資料や手続きの順番などを  
全て公開するわけでただ会社設立業務をしているわけではないのです。

冒頭で申し上げた通り、自身で実際にビジネスをして苦労した点が  
現在のビジネスになっているのですから。

#### 【4】現地会社設立をするリスクとは！？

なんだかリスクと聞くと怖いイメージですが・・・。  
ここではいくつかそのリスクについて触れていきたいと思っています。  
まあ一番のリスクは経営陣があまりに勉強不足だというのがあげられると思います。

従業員にお金を持って逃げられる  
印鑑や営業許可証を不正に利用されて裁判沙汰になる  
経営範囲以外の事をやってトラブルになる  
売上代金が回収できない  
罰金などの多額の請求がきてしまう

などなど他にも数々のリスクというのが存在します。  
海外でのビジネスになるのですぐに対応となっても距離的な問題ですぐにやりたくて  
も飛行機に乗って現地までとなるのでそういった距離リスクもあります。

ただ現在は全てにおいてインターネットが普及しているので  
テレビ電話でコミュニケーションがとれる、また仕事の風景をカメラに映し出すと  
いう事が可能になったので距離的リスクはかなり軽減されています。

これをお読みのあなたは進出目的がしっかりと固まっていますか？  
実はこれが本当に大事な事なのです。

ゴールが決まっていない状態で見切り発車してもうまくいくわけがないのです。私が日本の社長の取材にも記載しておりますが自社が中国に進出する意味、そしてメリットがきちんとあればOKですがとりあえず進出なんて状態・取引先からすすめられた等がたまにいるのです。

記事の中にも書いてありますが、進出目的がしっかりしていない企業は我々はサポートしないようにしています。

たまに社員になんでせっかくやる気になっている企業を断るのですか！？といわれる事もありますが、**進出するからには我々のサポートした企業には成功してほしいというポリシーを持っている**からです。

また経営者として頭においてもらいたいのが海外でのビジネスなのでたとえ**日本で成功していたビジネスモデルでもそのままではなくある程度現地のモデルにアレンジしないと成功できない**という事です。

それでは例をあげてみましょう。現在日本を代表する企業であるユニクロは現在中国で絶大な人気を誇ります。

ブランド力もありますし、なんといっても資本力が一般の会社と違います。ですが最初に中国市場に入った際には撤退しなければならない程の失敗をしまっているのです、ユニクロはそこから中国市場を徹底研究して現在では成功にいたっているのです。

あのユニクロでさえブランド力だけでは勝負できずに一度撤退を経験している。

ユニクロだから資金力があり、失敗を活かして成功となりましたが資金力に限界がある一般企業では会社を揺るがす大打撃だった事でしょう。

日本での実績は海外へ出たらまったくゼロからといったゼロからのスタートという気持ちで臨むのがいいと思います。

私は最低資本金のところでは不動産などの費用もあるので最低でも 500 万以上を頭の中においてビジネスを組み立てておいて下さいとお話ししました。

実際にはビジネスがすぐに軌道に乗るという保証はどこにもありませんからその倍の 1000 万円用意しておく位の覚悟も必要かもしれません。

準備しておくにこした事はありません。

もしすぐにでも成功してしまえばそれで OK だと思いますし、資金を少し余分に用意しておく事は結構大事なポイントです。

それだけもしかしたら経験があるかもしれませんが資金がないうちは何をやってもうまくいかなかったのに資金に少し余裕があると何をやってもすぐに軌道にのるといった経験。

資金に余裕があると冷静に経営が出来るのです。ですが資金に余裕がないと冷静な判断が出来ずに上手くいかないのです。

日本で成功している企業で進出をして海外で失敗してももとの日本でも上手くいなくなってしまうのは悲惨な話です。

中国ビジネスに関して**資本を余分に用意しておくといいというのは中国では突然の出費が必要な時がどうしても出てくるから**です。

※中国では接待費が経費としてかなりの部分で献上できます。

政府の人へのプレゼントや接待や万が一のトラブルなどの為にある程度の資金を用意しておかなければならないという点も付け加えておきましょう。

トラブルの際には日本から責任者が飛行機で現地に行かなければならないわけですから飛行機代だけでなく現地滞在費も頭にいれておけば安心ですね。

日本でも新規事業を立ち上げる際には時間もお金もかかるのですからそれと同じように中国でも時間もお金も最初にかかるのです。

せっかく軌道に乗り始めたって時に資金がショートしてしまったなんて事はないように我々は絶対してほしくないと思っています。

中国スタッフに騙されてお金を取られてしまった、こんな問題は実際に現地での危機管理を徹底すれば防げると思います。

罰金などの問題になるのも防ぐ為にも会社設立などの書類は専門家に頼んだ方がベターだと私は考えています。

ほとんどのリスクは中国ビジネスを勉強する姿勢があれば大半のリスクは回避できると思います。

そうなれるように中国に進出するのでは常に中国市場の動向に敏感になり勉強を続ける事が大事です。

私自身 2000 年から中国を専門として勉強を続けてもうすでに 11 年目になったわけですが発展途上の国ですので法律が変化しているわけですので勉強を続けています。

中国でビジネスをする上ではリスクは 100%回避する事は出来ません。ですがそれを最小限に抑える事は出来るのです。

大抵の会社設立代行業者は相談をすると「それではすぐにでも会社設立を」という風に提案をしますが「我々はよく考えてから進出を考えましょう」という具合にアドバイスさせていただいています。

日本では普通に出来るのに中国ではそれは出来ない業務というものもあるのが事実です。特に中国の国営企業が絡んでいるような業種はなかなか進出が難しいですね。または政府がコントロールしているような業種も進出は難しいでしょう。

市場が世界中に解放されたといってもまだ100%ではないですし、  
また現在開かれている市場も、トップが代われれば政策も変わるかもしれません。

常にリスクを回避するように舵とりをすれば  
きっと中国市場と中国ビジネスの恩恵を受けられると思っています。

これをお読みのあなたならきっと成功出来ると思います。

その為には**進出目的と自社の強みをしっかりと考えておく事**

**その次にどのようなモデルでどれ位最終的に利益を出すのかという出口戦略を  
考えてから進出する事、そして常に現地ビジネスについて勉強する姿勢を  
持ち続けて政治的変動や経済変動などに目を光らせリスク回避をする事**が大切です。

#### **【5】中国人のコネがあるので現地に進出がしたいのですが・・・。**

この相談もとっても多いので驚いてしまうのですが  
もともとコネがあるのなら相談してこなればいいのに・・・(笑)  
※おそらくある部分での不安があるのだと思います。

中国人のコネというので一番多いのが以前日本に住んでいた中国人や  
日本へ来ていた研修生（自分の会社で働いていた社員）など話を聞いて  
進出してみたいと考えるにいたるようです。

これ位ではコネとはいわないと私は考えています。  
この場合おそらく中国人側はあなたの為に一生懸命やってくれると思いますが  
思っている以上にスムーズにいかないという結末になると思います。

よくあるのが私の友人は共産党員の幹部とお友達なので  
現地にコネがありますといった内容のお話でこれを聞いた人は  
よしじゃあ何か新しい事を中国で立ち上げるかとなるのですが・・・。

日本人の中で共産党幹部と聞くと「おっこれはすごい人脈がある」と  
思ってしまうのです。

なぜなら日本で政治家と聞くと周りにさほどいないのが原因だと思います。  
中国共産党員が現在中国全土でどれだけいるかあなたにご存知でしょうか？

えー日本の 10 倍って事を考えて 100 万人かな??

いやーもうちょっと足して 200 万人かな? って回答が返ってきたとします。

**答えはなんと中国全土にいる共産党員は 7500 万人～8000 万人**います。

「えーそんなにいるの?」

って回答が返ってきそうですがそれだけいるのです。

だからあんなに大きな大国がさほど文句なく団結して行動が出来るのです。

※つまり人口あたり 15 人に 1 人位の方はみな共産党員なのです。

おそらく研修生のお父様やお母様となると 40 代から 50 代となるので  
ポジション的にも幹部と呼ぶ事も出来ると思いますのでよくこのような  
話に発展してしまうのです。

これだけ共産党員がいるという事を日本人のほとんどが知りません。

その為 **共産党員の幹部=全員に力があるという方程式はなりたちません。**

もし現在のコキントウ国家主席や温家宝首相等と親戚となればコネの威力は  
ものすごいものになりますがそんな可能性は極めて低いですからね。

ですので大抵の人はコネが 0 の状態からスタートという事になります。

コネというのは中国でビジネスをしていればドンドンついてくる事になります

私も 2003 年までは現地に何もコネがありませんでしたが  
現在では政府関係の方の知り合いが数えられない程増えました。

コネがないので進出は難しいとも考えなくても OK です。

逆にコネがありすぎて失敗するケースもあります。

コネがあるとよくこれは法律上通常だと出来ない事なんだけど私にはコネがあるのでこのビジネスは出来るといった話があり、本当にこれが出来てしまうケースがあるのです。

この場合のリスクですが、もちろん法律上では出来ない事をやっているので誰かに告発されてしまえば終わりですし、そのコネを導いてくれた人がそのポジションを辞めてしまえば、摘発の対象になってしまうのです。

コネを使ってグレーゾーンのビジネスというのが実は一番儲かるのですがリスクが高すぎるので私は避けるべきだと思います。

もし現地に進出後にそのような話を持ちかけられた場合には丁重にお断りするのがベストだと私は考えています。

また会社形態ですが私は独資をおすすめします。業界によっては独資では進出できない所もありますが現在の場合にはほとんどが外資独資での進出が認められています。

合弁のリスクとしては軌道に乗ってきた時に会社を乗っ取られてしまう可能性がある事と、事業がうまくいかなくなって場合には相手方があるのでなかなか撤退させてくれないといったトラブルがあります。

とくに一番多いのが金銭問題でもめるといった例が多いですね。そうならない為にも最初から独資でいくのがベストだと思います。

ここまでが実際に記載してきましたが、どうだったでしょうか？進出を怖くなった人もいればより身が引き締まって頑張ろうって思った人もいます。

あなたにとってこのレポートが中国進出に関して少しでもプラスになれば我々も幸いです。

もし本格的に進出を検討しているという方で  
私に個人的にメールで問い合わせをしたいという方がいましたら

[tensaiarai@msn.com](mailto:tensaiarai@msn.com)

上記までご連絡下さい。

## **進出目的や時期が決まっている人に限り個別に対応いたします。**

このレポートを無料にてウェブで公開するには社内で社員たちの反対がありました。  
必要な書類や手続きを全て教えてしまうわけですからね。

ですが私は公開にいたったのはどれ位手続きが大変でどのような手順ですすんでいるのかを理解してほしいと思ったからです。

会社設立まで最短で3カ月程度ですが待っている側とすれば物凄く長く感じるし  
また本当に出来るのだろうかと不安な気持ちになるからです。

自身で0からビジネスを立ち上げも経験していますし、  
会社設立までの期間がものすごく長く感じたのを今でも覚えております。

もともと出来るだけ中国進出の会社を安心してサポートする目的でスタートしましたし、  
**不安や苦勞はどの会社設立代行会社よりも理解している**つもりです。

当社のサービスとしては中国会社設立に関して、営業許可証取得、印鑑取得、税務登録完了まで追加料金なしの120万（政府機関に払う料金を含む）という料金でおこなっていますが高いと感じる方は別の会社をあたってでもいいと思います。

当社では今までに数多くの会社設立に携わってきました。

バー・レストラン・ネット関連会社・ソフトウェア・スクール

貿易関連・美容業界・通訳会社・コンサルティング会社・工場の立ち上げ等など、  
代行してくる業者は数多くありますので検討してみるのもいいと思います。

やはり当社としては当社のサービスを利用してもらいたいですが  
これだけの情報社会ですのでご自身でサービスを選べばいいのです。

おそらく物凄く高額な見積もりを出す会社から物凄く安く見積もりを出す  
会社まであるそんな業界なのです（笑）

もちろんですが優良な会社もあればとんでもなくひどい会社もあります。  
ではどのようにそれを見分ければいいのかなど教えておきますので  
これをお読みの人は決して騙されないで下さいね。

付録として中国ビジネスコンサルティングの業界の裏側について書きます。  
とっても興味がある分野だと思いますのでぜひ参考にしてみてください。

このような被害にあってしまうのは全て無知が導く産物だと思います。  
知らないと損をしてしまう事が本当に多いので気をつけて下さい。

現地到着後コンサルティング会社のいうように  
ビジネス展開をしていったら損ばかりしてしまったって話  
も本当によく聞く話で、たまに被害者からの相談を受けたりします。

中国コンサルティングのプロの私どもからすれば  
よく考えれば分かるじゃないかって事なんです但实际上には騙されてしまうんですね。

それではこれから先、中国コンサルティング業界の裏側を  
こっそりとお話しできればなあーと思います。

あなたは決して悪徳コンサルティング会社に騙されてはいけません。  
これから先その防御策について書いていきますので参考にしてくださいね。

正直こんな事を公開したら同業者から怒られてしまうかもしれません。  
それ位危険な内容を記載しておりますので、ぜひ最後までお付き合いください。

## 【付録】中国ビジネスコンサルティング会社の実態と騙されない為にどうするか？

中国ビジネスコンサルティング会社最近物凄く増えています。  
ではなぜここまで急増しているのでしょうか？

答えは簡単です、**実際に内容を相手企業に伝えないで  
高額な見積もりを出しても相手はそれが適正な価格かどうか分かりません。**

これは大きな問題で実際に多額の請求を支払ってしまって  
お金を返してほしいが返金がないといった被害も報告されています。

日本人は相手を疑う事をまずしません、  
オレオレ詐欺なんて海外では絶対にひっかからない手法なのです（笑）

それでは悪徳業者に引っかけられないようにする為のチェックポイント  
をいくつかあげていきますので1つずつ確認していきましょう。

### ▼チェックポイント1

**中国ビジネスコンサルティングと看板を掲げている会社の社員が  
どれだけ中国語を話せるのかをチェックするべき**なのです。

サポートすべきスタッフが全く喋れないのでは正直話になりません。  
逆をいえば日本語しか話せないのでは現地ではまったく役に立たないのです。

では実際にある中国ビジネスコンサルティングの何%のスタッフが中国語を  
ネイティブと言い争い出来る位話せると思いますか？

なんと**驚きのネイティブレベルまでなると10%未満**というのが現状。  
**つまり90%程度のスタッフが言葉が話せない**のです。

その為に、彼らのいっているのは机上の論理や日本のどこかのマーケティング会社が  
まとめた資料を参考にして顧客から高いお金を請求しているのです。

そしてほとんどの社員が実際には住んだ事もない、  
または数カ月から1年程度現地で住んだ経験がある程度なのです。

そんな人にお金を払っているなんて考えると腹が立って来ませんか？  
コンサルティングするのであれば現地の言葉が喋れて当たり前ですが・・・。

そしてコンサルティングであれば現地で実際にその業種に  
ついて現地の言葉でアドバイスできる立場や状況でなければならないのです。

現地では生活した事がないので通訳をつけているといった  
コンサルティング会社の社員をあなたは見た事がありますか？

まずはチェックポイントとして語学力がどのレベルなのかそれを  
さりげなく聞いてみるのも手かもしれません。

回答として「私は日常会話レベルですよー」なんていう  
本当に非常識なコンサルタントがいるのも事実なのです。

あなたは日常会話しか出来ない人にあなたの会社を託せますか？  
話せないのではビジネスどころか話し合いも出来ません。

日本人はコンサルティング会社に任せておけば、ある程度の所までやってくれると  
信じているようですが現実はそんなに甘くありません。

何度も記載しますが、その会社のスタッフの語学力と  
中国ビジネスについてどれほど知っているのかを聞いてみるといいですね。

※ちなみに私は語学力がどのレベルかっていますとビジネス中国語は  
もちろん医療通訳そしてオリンピック時には報道陣の通訳までした経験があります。  
留学も経験していますし、現地メディアにも取り上げられた経験もあります。

## ▼チェックポイント2

### 実際に現地でビジネスを立ち上げた経験があるか？

中国ビジネスと日本のビジネスをどちらも経験してるかが大きな鍵となってくると思いますが、こちらもほとんどの会社がクリアをしていないというのが現状です。

実際にビジネスをした事がないのに中国事情通というだけでコンサルティングしている会社というのが本当に多いんです。

■検討しているコンサル会社があればその会社に「コンサルティング会社（別の会社のアドバイスをする業務以外）で何か自身でお店やビジネスをやっていますか」と質問をしてみてください。

おそらくほとんどの場合が自社でビジネスを経験した事がないはずですが、ではなぜそのような事態になってしまっているのでしょうか？

それは大概のコンサルティング会社は自身が以前にメーカーや商社で働いていた人がサラリーマン時代の経験を活かしてアドバイスをしているからです。

サラリーマン経験後にそのまま、現地もしくは日本で中国ビジネスコンサルティング会社として独立しているというパターンが本当に多いのです。

もともと商社やメーカーでサラリーマンとして働いていた人がやるわけですからもともと日本でも会社を興して経理や人事などを0からやった経験者という人は本当に少ないという現状に直面するのです。

別にサラリーマンから独立というのが悪いと言っているわけではなく、

自身が現地でコンサルティング以外のビジネスを立ち上げた経験がないのに別の会社にアドバイスをするのは問題があるのではと思うからです。

※自分で体験しているからこそ私はアドバイスが出来ると思っています。

私どもの会社は自社が経験した美容業界・貿易業界・レストランやバーの立ち上げに関してはコンサルティング業務を引き受ける事もありますが基本的にそれ以外は絶対に引き受ける事はしません。

ですが自身でのビジネス立ち上げの経験がない会社にとって全ての業種のコンサルティングを引き受けてしまうといった問題点もあげられます。

日本でも全ての業種をコンサルティング出来る会社なんてありません。大手でも得意分野と苦手分野があるように**コンサルティングというのは基本的に専門性に特化しなければならない**のです。

防御策としては**コンサルティング会社に得意分野は何ですか？**  
**自社で立ち上げたビジネスってありますか？**  
質問をぶつけてみるといいと思います。

また今までに立ちあげた会社の事例を聞いてみるのもいいと思います。もしその実績に納得されたのであれば契約をすればいいと思います。

基本的に私は現地に進出したのであれば自社で努力してある程度立ち上げるという姿勢が必要だと思います。

最初からコンサルティング会社に頼って進出いのだと上手くいかないと思います。自転車でいえば補助輪をつけて走行しているようなものだからです。

前にも記載しましたが実際にコンサル会社に騙されたというケースは多数あります。もし失敗してもコンサル会社は1円も損害を被る事はないからです。

つまり相手側に責任を問う事は出来ないという事を頭において契約するなりの覚悟が必要だと認識下さい。

何度も書いていますが自社である程度海外でも勝負できる経営戦略というのがどうしても不可欠になるのです。

### ▼チェックポイント3

#### どれ位の頻度で現地に行っているのかを尋ねる事が大切

もしコンサル会社が日本にある場合には、その担当者がどの位の頻度で現地に足を運んでいるのかを聞いておく事が大切です。

実際にびっくりする事があるのですが、担当者が中国にいった事がないのにアドバイスをしているという事もあるのです。

中には「数年前に1度いった事があります」「昔は頻繁に行っていました」というような回答が返ってきたりする例もあるのです。

一度しか行った事がない、昔は頻繁に行っていたでは正直その担当者のいう事を信用すること自体難しいと思います。

私は年に最低でも10回以上は中国を訪問しています。  
それは**これだけ経済のスピードが速い時代に1年現地に行った事がないというのは致命傷となる**と思っています。

あなただったら現地に数年行っていない人や現地で実際に生活をした事のない人にコンサルティングを任せようと思うだろうか？  
きっと答えは「ノー」だと思う。

たしかに以前ずっと働いていたので経験があるというのは事実ですが現地で実際のビジネスの変化を感じている人の方がやはり的確なアドバイスが出来るというのが筋だと思います。

スポーツの一流選手が一度現役を引退したらなかなか感覚を取り戻せないのと同じように現場で肌で感じるというのはとても大事なスキルだといえます。

現地にどれ位の頻度で行き来するのか等はとても大事な担当者の選別になると思いますので、ぜひ参考にしてみてください。

## ▼チェックポイント4

### 行政書士や弁護士は中国会社設立やコンサルティングのプロ??

さきほどから中国ビジネスに関して現場で実際にビジネス経験がある事がとっても大事だというのは伝えて来ました。

最近行政書士の方や弁護士の方が中国ビジネスに参入しているケースがあります。このような士業師の方が書類をやってくれるとなると日本人は物凄く安心します。

特に弁護士などは法律に関してはプロなので大手企業で国際コンプライアンスなどの大型案件などをされる事があるようです。

報酬は1時間あたり5万円程度だと聞いていますので打ち合わせを数度するとすぐに100万円位のお金がなくなってしまうと聞きます。

数か月プロジェクトに参加してもらうなんて事があればそれこそ1ケタ増えた金額(1000万)の報酬をあげるなんて事もあるのですから。

それ位に高額な費用がかかってきてしまうので  
**上場しているような大企業であれば相談を検討されてもOKですがそれ以外の方はなかなか縁のないお話だと思います。**

これは予断話ですが中国では法律面をしっかりとっていないと罰せられますが中国側が契約違反したとしても裁判に勝てるわけではないのです。

これがお国柄といいますか法治国家であってそうでないといった矛盾なのです。大手はコンプライアンスがしっかりといないと株価にも影響があるので1000万円以上かけてまで弁護士さんをお願いしてやってもらっているのです。

弁護士さんは法律のプロですが中国ビジネスに関してはほとんどの方が経験がないというのが現状です。

もう一方の行政書士さんについてですが  
こちらは日本での会社設立に関してプロだといえますが  
中国会社設立に関しては現地にマル投げしているという事が考えられます。

基本的に全て自分たちで書類作成というのは難しいので  
現地の業者にマル投げといった事が本当に多いので流れは知っていても  
細かな点を問い合わせしても回答まで時間をいただけますかと  
いった具合で即答できる人は少ないと思います。

ここで裏話ですがほとんどの業者は日本で業務を受けてから  
現地の業者に仕事を依頼します、ここまではどの会社も同じだと思いますが  
おそらく業務だけ受けたら全てマル投げって形なので問題あると思います。

実際に私どもの会社がどのように会社設立をするかを実例でご案内します。  
現地で提携している会社を利用してお客様からいただいた案件が  
得意な業者を自社の提携している会社の中から選びます。

そこに案件を見せて会社設立に移ってもらうわけですが、  
私どもが彼らに基本的には動いてもらうのですが、私どもはその都度  
彼らが作成した書類に目を通して再度間違いがないかチェックします。

**つまりプロがつくったものをさらにプロがチェックしているわけです。  
この作業を何度かしている為、間違いでトラブルが起きる事はありません。**

これが当社が支持されている理由のひとつです。  
何度もチェック機能が働いているのでその分多少料金的には割高には  
なりますが、お客様に最高の安心をお届ける為に数度のチェックを行っています。

飛行機の会社でも地下鉄や私鉄でもこの安全性のチェック機能に  
一番のお金をつきごむのは皆さんもご存じのとおりです。  
※完全なマル投げだと実際にどのように手続きがされているかすら知らないのです。

我々がこのマニュアルで手続きについて全て流れを公開したのも実際に我々がどのような流れでしかも安心してお任せいただけるようにする為の配慮なのです。

業者の中にはとりあえず専門用語ばかり並べて高い料金を請求するという人もいるのでここも注意して下さいね。

当社の120万円にはそのチェックをする料金も全て込ですので安心です。  
**追加料金もありませんので我々はこの金額が妥当だ**とって設定しています。

現地の業者に直接依頼した場合にどれ位の金額がかかるかというと3万円～4万円（40万～60万）とそれ以外に政府機関に支払う金額がかかります。

これから分かるようにきちんとした現地業者に依頼した場合には60万円以上はかかるはずなのです。

自分で現地で信頼できる業者に見つけて依頼するのがおそらく一番安く会社設立する方法ですが、通訳の問題や翻訳の問題など別途費用がかかってしまいます。

しかも言葉を介しての説明を現地業者にするわけですから、最初に紹介したようにあれだけの書類に全て確実にミスをしないとも限らないわけです

私は実際に現地で生活をしていた経験があり、多くの友人が現地で起業をするって時にこの問題をなんとか安心してクリア出来ればという事でこのサービスをスタートさせました。

先程行政書士や弁護士のサービスを経由するサービスが高いと書きましたが、インターネット関連の会社が中国会社設立をものすごく安く代行しますっていう会社が日本にいくつかあります。

このパターンの会社は考えられるのは2パターンあります。  
以下に記載してしますので比べてみて下さい。

## ■現地の友人か「何でも屋」などに依頼している

これならばほとんどお金がかからないですね。  
ですが実際にこれはプロに任せた仕事ではないですから  
実際に間違えないとは限らないわけです。

中国では少しでもお金をもらえれば何でもやりますという人がいくらでもいます。  
この人たちにやらせているケースも多く報告としてあがってきています。

最初にも記載しましたが実績や中国語のレベルや中国ビジネスに関する知識などを  
聞けば自身で業者として動いているか分かるはずです。

## ■最初は安いが他の付加サービスを年間契約する

これも非常に多いパターンです。

**最初は利益をとらずに後で利益を確保するパターンです。**  
**中国に進出したのですからホームページを担当**させて下さい。

もしくはその後の経理サポートなどをさせて下さいというわけです。  
日本でも大手家電量販店ではネットに加入したらパソコンを1円で持ちかえれます  
っていうキャンペーンをやっていると思いますが、これはパソコンでは利益を  
とらずに固定料金で5000円を3年契約をする為に出来るサービスなのです。

5000円を3年契約すると総額で18万円となります。  
しかも基本的には契約内では解約できませんから企業側は儲かるという仕組みです。  
最近では携帯電話会社などがこれを頻繁に行っていますね。

といった2つのパターンが多いですね。  
もちろんきちんとしたネットの代行業者もあります。  
中国語のレベル・ビジネスの知識・訪問回数など見分けるポイントは沢山  
あるのでぜひ参考にして下さいね。

## ●ここで代表者新井より一言

### 中国ビジネスには本気で取り組む姿勢が大事

ここまでお読みいただいてどうだったでしょうか？

中国ビジネスでの成功も失敗もやはり経営者の腕の見せ所だと知らないで失敗するって点が本当に多過ぎて事が分かっていただけだと思います。

ここまで 60 ページに渡りこの資料を作成させていただいたので多少わが社のサービスと代表者の新井の経緯について紹介させて下さい（笑）

私は 2000 年から大学で中国経済について専門で研究と勉強を重ねて来ました。2000 年から中国語の勉強をはじめ 2003 年には留学も経験して語学も流暢になりました。2005 年に独立し、2007 年には現地法人を設立し独自のビジネスを展開。そして現在にいたります、まだ若いですが専門として 10 年以上中国ビジネスを研究しておりますのでかなり中国ビジネスに関して専門家だと自負しております。

2007 年に自分で現地に会社を作った際に、出来るだけ安くそして安心して会社設立全般を任せられる会社を作りたいという信念のもと現在のサービスをはじめ、今までに IT・ソフトウェア・ホームページ作成会社 貿易会社・レストラン・バー・喫茶店・美容業界・工場立ち上げ・建築デザイン会社 テニススクール・ヨガスクールなどの教室・宅配デリバリー会社・不動産会社など数多くの日系企業のサポートを担当させていただきました。

オリンピック期間中は新聞やラジオなどのメディアにも活動を掲載され現地のメディアからも取材を受け、現地大学で日本と中国ビジネスの相違などを講演する機会までいただける事になりました。

現在では会社設立代行業務以外にも日本での複数の美容室展開や中国からの貿易業務などを勢力的に行っております。

実際に中国ビジネスに直に接している分、アドバイスなども親身ですねっていわれたりする事もあります。

私は何度も記載していますが、現地に乗り込んだのであれば自身の力で戦うしかないと思っております。

最低限の知識をあなたにはこのマニュアルを通じて少しは助言できたと思っております。

もしこれをお読みのあなたが会社設立をする際には当社があなたを担当させていただければ幸いです。

私どもは中国全土で会社設立のサポートをしていますが得意地域は北京と上海です。

最後までお読み頂きありがとうございました。  
個別の質問に関しては [tensaiarai@msn.com](mailto:tensaiarai@msn.com) までいただければと思います。

その際にはマニュアルを読んだとお伝え下さい。  
個別に対応させていただきます。